

総合評価落札方式における「技術資料」の取扱いについて

山形県県土整備部が発注する総合評価落札方式による建設工事及び建設工事関連業務委託について、平成30年7月17日以降の公告より適用する要綱・要領・ガイドラインが改正されております。改正に伴い「技術資料」の様式に評価項目「インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」が追加されておりますが、入札にあたって提出された「技術資料」が旧様式であり、「インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」の評価項目が無い事例が多数発生しております。

入札公告や入札説明書では、「技術資料」について『指定された項目の記載をしない者～は、～この入札の参加資格を失う。』ことが明確に記載されておりますので、「技術資料」が旧様式の場合「インターンシップ、職場体験学習等の受入れ実績」の評価項目に対する記載が無いと判断し「失格」として扱います（インターンシップ等の実績が無く、自己評価点0点である場合でも、様式中に「該当無し」と記載する必要があります。）。

「技術資料」を作成する際は、様式が最新版であることに再度注意していただきますようお願いいたします。

注1 山形県県土整備部が制定する要綱・要領・ガイドライン（様式含む）は、下記URLからダウンロードいただきますようお願いいたします。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/hinkaku-nyusatu.html>

注2 山形県県土整備部以外の部局が所管する工事や業務委託の場合は、各部局が制定する要綱等に従ってください。

問合せ先：県土整備部 建設企画課 技術管理担当 TEL：023-630-2772
